

勸告	説明図表番号
<p>エ 外国人労働者等の受入農場に対する指導及びと畜検査等の結果に関する情報を活用した農場に対する指導の推進</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における外国人労働者、海外研修生等の受入農場等に対する指導の状況を調査したところ、以下のとおり、農林水産省の通知等を踏まえ、外国人労働者等の受入農場に対する口蹄疫やアフリカ豚コレラの発生国への渡航等に関する指導が行われている道県や、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づくと畜検査及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）に基づく食鳥検査（以下「と畜検査等」と総称する。）の結果に関する情報を活用した農場に対する指導が行われている県など農場に対するきめ細やかな指導が行われている例がみられた一方、こうした指導が行われていない道府県においては、農場に対する指導を一層推進する余地がみられた。</p> <p>① 外国人労働者等の受入農場に対する口蹄疫等の発生国への渡航等に関する指導の状況</p> <p>調査した 17 道府県のうち 4 道県（注 1）（北海道（十勝家畜保健衛生所）、栃木県（県北家畜保健衛生所）、愛知県（中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所）、島根県）（注 2）においては、口蹄疫に関する防疫対策強化通知（注 3）などを踏まえ、平成 24 年度以降に、農場における外国人労働者等の受入状況を把握し、外国人労働者等の受入農場が認められた場合には、飼養衛生管理基準の翻訳版等の配布等が行われている。</p> <p>しかしながら、14 道府県（15 家畜保健衛生所）においては、外国人に対する差別として受け取られることが懸念されることなどを理由として、農場における外国人労働者等の受入状況の把握や外国人労働者等の受入農場に対する指導が行われていない。</p> <p>（注 1）北海道では、調査対象とした十勝家畜保健衛生所において、外国人労働者等の受入農場に対する指導等が行われている一方、網走家畜保健衛生所において、外国人労働者等の受入農場に対する指導等が行われていないため、それぞれに計上している。</p> <p>（注 2）島根県においては、当省の調査を契機として、県本庁担当課が農場における外国人労働者等の受入状況を把握したため、県単位としている。</p> <p>（注 3）同通知により、農林水産省は、都道府県に対し、特に外国人労働者等の受入農場を重点として、口蹄疫及びアフリカ豚コレラの発生国への渡航に当たっての留意事項（渡航先の農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないことなど）や、帰国後の留意事項（飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らないことなど）等について、周知・指導することを求めているが、農場における外国人労働者等の受入状況を把握することについては、明記されていない。</p> <p>② と畜検査等の結果に関する情報を活用した農場に対する指導の状況</p> <p>調査した 17 道府県（注 4）におけると畜検査等の結果に関する情報の交換等の状況（注 5）をみると、8 県（秋田県、新潟県、鳥取県、島根県、福岡県、熊</p>	<p>表 2-(4)-エ-①</p> <p>表 2-(4)-エ-②</p> <p>表 2-(4)-エ-③</p> <p>表 2-(4)-エ-④</p> <p>表 2-(4)-エ-⑤</p>

本県、鹿児島県及び沖縄県)の家畜衛生部局においては、飼養衛生管理の向上に有効であるとして、と畜場等を管轄する公衆衛生部局と調整し、各農場のと畜検査等の結果に関する情報を入手しているだけでなく、県内の農場に疾病等の発生状況を分析・整理した結果を提供し、疾病等の発生状況に応じて適切な予防対策を提示するなど、と畜検査等の結果に関する情報が農場に対する指導に活用されている。

一方、残りの9道府県の家畜衛生部局においては、と畜検査等により把握された疾病等の情報と農場の飼養衛生管理の状況との関係が明確ではないことなどを理由として、公衆衛生部局からと畜検査等の結果に関する農場別の情報を入手しておらず、農場に対する指導にも活用していない。

(注4) 調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。

(注5) 農林水産省は、と畜検査等の結果に関する情報は、各農場における疾病等の発生状況やその傾向の把握に有用であることから、都道府県に対し、「家畜防疫対策要綱」(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達。17年9月29日最終改正)により、家畜衛生部局(県本庁担当課及び家畜保健衛生所)と、と畜場及び食鳥処理場との間で、当該情報の交換を積極的に行うように努めることを求めているものの、情報の交換の方法や交換した情報の活用方法については、明記されていない。

【所見】

したがって、農林水産省は、農場に対する指導を一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、農場における外国人労働者等の受入状況を把握した上で、外国人労働者等の受入農場に対し、口蹄疫に関する防疫対策強化通知に基づく口蹄疫等の発生国への渡航等に関する留意事項の周知啓発を徹底するよう、指導すること。
- ② 都道府県に対し、と畜検査等の結果に関する情報の活用の意義や具体的な活用方法、既に活用が行われている県の効果的な取組例を示して、と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に有効に活用するよう指導すること。

表 2-(4)-エ-⑥

表 2-(4)-エ-① 口蹄疫に関する防疫対策強化通知における外国人労働者等に関する内容

○ 口蹄疫に関する防疫対策強化通知（「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知））（抜粋）

3 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者に対しては、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

4 口蹄疫等に関する研修会の開催等について

（中略）

さらに、特に外国人労働者、海外研修生等を受け入れている農場に対しては、上記3の内容を周知、指導すること。

（以下略）

(注) 1 下線は当省が付した。

2 口蹄疫に関する防疫対策強化通知は、平成24年3月以降、毎年発出されているが、外国人労働者等の内容は、24年12月の通知から明記され、その後ほぼ同内容となっているため、例として、25年度の通知の内容を記載した。

3 平成26年度に発出された「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成26年12月8日付け26消安第4383号農林水産省消費・安全局長通知）においては、我が国における口蹄疫等の発生を未然に防ぐ取組を一層推進するため、上記の内容のほか、郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意事項として、「農場等の畜産関連施設由来の郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること」が明記されている。

表 2-4-エ-② 外国人労働者等の受入農場を把握し、当該受入農場に対し重点的に指導が行われている例

調 査 対象機関	調査結果
北 海 道 (本庁及び十勝家畜保健衛生所)	<p>北海道（本庁）においては、経済部労働局が取りまとめ窓口となり、関係部局（中小企業課、農政課等）が連携して、平成 18 年度から、北海道内の外国人技能実習生の受入状況を把握することを目的として「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」を実施している。</p> <p>当該調査においては、北海道内の農業協同組合が受入団体となり、受け入れている外国人技能実習生の人数が把握されており、平成 23 年は 158 人、24 年は 196 人、25 年は 227 人の受入れが行われている状況が確認されている。</p> <p>また、調査対象とした十勝家畜保健衛生所は、農林水産省からの口蹄疫に関する防疫対策強化通知で口蹄疫等が発生している近隣諸国からの労働者等を受け入れている農場に対し重点的に指導を行うよう求めていること、特に北海道には、口蹄疫等が発生している近隣諸国から研修等の目的で多くの外国人が入国している状況を受け、牛、豚等の農場における外国人労働者等の受入状況を把握することを目的として、平成 25 年度に、管内の市町村の協力を得て調査しており、この結果、管内 19 市町村のうち 17 市町村の 88 農場で 213 人の外国人技能実習生の受入れが行われている状況を確認している。</p> <p>同家畜保健衛生所は、当該調査の実施後においても立入検査等により農場に往訪した際に外国人技能実習生の受入状況を確認することとしており、受入農場が確認された場合は、農場が所属する関係団体等も含め、海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込ませないようにするなど、飼養衛生管理基準のうち外国人労働者等に関する項目の注意喚起を重点的に行っている。</p> <p>なお、北海道（本庁担当課）は、農場における外国人技能実習生等に対する指導に活用するため、平成 25 年度に飼養衛生管理基準に関するリーフレット（日本語、英語及び中国語）を作成し、ホームページに掲載するとともに、家畜保健衛生所、市町村及び関係団体に対し周知した。</p>
栃 木 県 (県北家畜保健衛生所)	<p>栃木県は、農場の実態把握のため、県内の家畜保健衛生所において、立入検査時に外国人労働者等を含めた農場で雇用されている従業員数を確認することとしており、調査対象とした県北家畜保健衛生所では、農場の情報を整理した台帳に外国人労働者等の数を記録している。</p> <p>同家畜保健衛生所は、牛農場における外国人労働者等の受入状況を集計しており、平成 26 年 9 月現在、34 農場（5 肉用牛農場及び 29 乳用牛農場）で 90 人の受入れが行われている状況を確認している。</p> <p>また、同家畜保健衛生所は、農林水産省からの口蹄疫に関する防疫対策強化通知で口蹄疫等が発生している近隣諸国からの労働者等を受け入れている農場に対し重点的に指導を行うよう求めていることを踏まえ、外国人労働者等の受入農場に対して、母国からの荷物を農場に持ち込ませないルールを定めるなどの指導を行っている。</p>
愛 知 県 (中央家畜保健衛生所及び東部家畜)	<p>愛知県においては、平成 23 年の家畜伝染病予防法の改正により、口蹄病や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の防疫対策が強化されたことに伴い、県内でも発生国との人の交流や物流を把握する必要性が生じているとして、24 年度に、立入検査等により農場に往訪した際に、外国人労働者及び技能実習生の受入状況を調査しており、その結果、88 農場で 211 人の外国人労働者等の受入れが行</p>

調査対象機関	調査結果
保健衛生所)	<p>われている状況を確認している。</p> <p>県内の家畜保健衛生所は、当該調査結果を踏まえ、外国人労働者等の受入農場に対し、農林水産省が作成した口蹄疫、鳥インフルエンザの発生について注意を促す文書や家畜伝染病予防法の改正のポイントを記載した文書（英語、中国語、ポルトガル語等）を配布するなどにより、注意喚起を行っている。</p> <p>調査対象とした中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所は、農林水産省からの口蹄疫に関する防疫対策強化通知で口蹄疫等が発生している近隣諸国からの労働者等を受け入れている農場に対し重点的に指導を行うよう求めていることを踏まえ、平成 25 年度以降も、立入検査の際に、外国人労働者等の受入状況を確認しており、受入農場が確認された場合は、海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込ませないようにするなどの飼養衛生管理基準のうち外国人労働者等に関係する項目や、食肉を持ち込ませないようにすることなどの注意喚起を重点的に行っている。</p>
島根県	<p>島根県（本庁担当課）は、平成 23 年 10 月の飼養衛生管理基準の改正の際、牛及び鶏農場における外国人労働者等に対する啓発として、飼養衛生管理基準の内容を解説したパンフレット（英語及び中国語）を作成し、家畜の所有者等に配布した。</p> <p>また、同県（本庁担当課）は、当省の調査を契機として関係機関等を通じて農場における外国人労働者等の受入状況を調査したところ、平成 26 年 9 月現在、7 農場（5 乳用牛農場、1 肉用鶏農場及び 1 採卵鶏農場）に 22 人の受入れが行われている状況を確認している。これらの農場は県内でも比較的規模の大きい農場であるため、家畜保健衛生所により毎年度立入検査を実施しており、今後とも立入検査の際に上記のパンフレットを活用するなどにより、外国人労働者等に対する注意喚起を行うこととしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-エ-③ 農場における外国人労働者等の受入状況の把握や当該受入農場に対し重点的に指導を行うことに関する調査対象道府県の主な意見の概要

- 外国人労働者等の受入農場に対し重点的に指導等を行うことにより、家畜の所有者や外国人労働者等から外国人への差別として受け取られることが懸念されるとするもの
- 海外で発生している家畜伝染病等を国内に持ち込むリスクは、海外に渡航した日本人が帰国して持ち込む場合と、海外に渡航した外国人労働者等が日本に帰国して持ち込む場合と同じと考えており、現行の飼養衛生管理基準や水際対策を徹底すれば、外国人労働者等の受入農場に対し重点的に指導等を行う必要はないとするもの
- 過去に外国人労働者等が原因となって家畜伝染病が発生した例がないため、外国人労働者等の受入農場に対し重点的に指導等を行う必要はないとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-エ-④ と畜検査及び食鳥検査に関する規定等の内容（抜粋）

○ と畜場法（昭和28年法律第114号）

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第14条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあっては、市。以下同じ。）の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。

二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第1項第四号又はこれに係る同条第2項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。

6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

7・8 （略）

○ と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）

（検査すべき疾病又は異常の範囲）

第14条 法第14条第6項第2号又は第3号に規定する疾病又は異常は、別表第3のとおりとする。

別表第3

Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射

反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

（食鳥検査）

第15条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査（以下「脱羽後検査」という。）を受けなければならない。

3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査（以下「内臓摘出後検査」という。）を受けなければならない。

4 前3項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

5～7 （略）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第16条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第5項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2 （略）

3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

4 （略）

5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第2項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定める方法に従つて、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

6 （略）

7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第5項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。

8・9 (略)

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）
（検査すべき疾病又は異常の範囲）

第25条 法第15条第4項第2号又は第3号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第7のとおりとする。

別表第7

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏43度以上）又は低熱（摂氏40度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

○ 「家畜防疫対策要綱」（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達。17年9月29日最終改正）

3 防疫推進体制の整備について

(1) 情報伝達体制の強化

イ また、と畜場又は食鳥処理場においては、と畜検査成績、食鳥検査成績等の有用な家畜衛生情報が得られることから、これら機関とより緊密な連絡体制を整備して情報の交換を積極的に行い衛生状況の把握に努める必要がある。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-エ-⑤ 家畜衛生部局において、公衆衛生部局から入手したと畜検査等の結果に関する情報が農場に対する指導に活用されている例

調査対象道府県	入手の目的（開始時期）	入手内容（入手頻度）	入手に当たったの家畜所有者の同意の有無	家畜衛生部局における活用例
秋田県	疾病等が多くみられる場合は、飼養衛生管理に問題があると考え、以前から入手しているため（開始時期は不明）	・と畜検査及び食鳥検査の結果概況（定期） ・疾病等が多くみられる農場のと畜検査及び食鳥検査の結果（個別に依頼を行う場合）	なし （公衆衛生部局に家畜保健衛生所長名の依頼文書を提出しているため）	個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした北部家畜保健衛生所においては、平成 25 年度に、抗酸菌症の多発によりと殺した豚の廃棄率が上昇していた農場に対し、原因究明の調査及び改善指導を行った結果、発症頭数及び廃棄率が減少など）
新潟県	疾病等の少ない健康な家畜の生産を促し、消費者に安全で衛生的な食肉を提供するため（平成 6 年）	と畜検査の結果（毎月）	あり	個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、農場ごとに疾病等別の廃棄率を月別に図表化し、家畜の所有者に提供するとともに、発生した疾病等に応じた予防対策を提示）
鳥取県	疾病の罹患状況の把握や疾病予防対策の基礎資料として、防疫及び家畜の生産性の向上に有益な情報であるため（平成 6 年度）	と畜検査の結果（毎月）	なし （防疫及び家畜の生産性の向上のため必要な情報があるため）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の農場に対し、定期的に疾病等に関する啓発文書を配布 ・個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした倉吉家畜保健衛生所においては、平成 25 年度に、牛白血病又は豚丹毒が発生していた農場に対し優先して立入検査を行い、血液を介した感染を防ぐために注射針を正しい回さないこと、消毒の徹底、病害虫の畜舎への侵入を防止するための措置の実施等を指導など）
島根県	厚生省（当時）から積極的に活用するよう指示を受けていたため（平成 7 年度）	と畜検査の結果（毎月）	なし （生産段階における適切な疾病管理、飼育環境の整備等のために必要な情報があるため）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別農場に対する指導に活用 ・隣接県で届出伝染病の豚流行性下痢が発生した場合に、と畜検査の結果を参考として対策を検討
福岡県	（従来から行われている取組であり、取組を始めた目的、開始時期等は不明）	豚のと畜検査の結果（毎月）	なし （個人情報保護条例の規定上、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由がある場合に該当すると判断しているため）	個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、農場ごとに疾病等別の廃棄率を月別に図表化し、疾病等の発生状況に対する注意書きを付記した上で、家畜の所有者に提供するとともに、発生した疾病等に応じた予防対策を提示）

調査対象道府県	入手の目的（開始時期）	入手内容（入手頻度）	入手に当たったの家畜所有者の同意の有無	家畜衛生部局における活用例
熊本県	疾病予防対策及び生産性向上対策の指導等に活用するため (平成21年度)	豚のと畜検査の結果 (毎月)	あり	個別農場に対する指導に活用 (調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、疾病等による廃棄率が高い傾向がみられるなどの場合、家畜の所有者に分析結果を提供するとともに、発生した疾病等に応じた予防対策を提示)
鹿児島県	(従来から行われている取組であり、取組を始めた目的、開始時期等は不明)	届出伝染病がみられたと畜検査及び食鳥検査の結果(毎月) (注2)	あり	・個別農場に対する指導に活用 (入手内容と立入検査結果等の飼養衛生管理に関する情報を分析し、優先して立入検査を実施する農場を選定など) ・と畜検査等の結果と、畜産主務部局が保有する飼養衛生管理に関する情報の一元的な管理システムの開発費を予算要求
沖縄県	家畜伝染病予防法第4条第1項に基づく届出伝染病の届出として位置付けるため (開始時期は不明)	届出伝染病がみられたと畜検査及び食鳥検査の結果(毎月) (注3)	なし (家畜伝染病予防法第4条第1項に基づく届出伝染病の届出として位置付けているため)	個別農場に対する指導に活用 (調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、入手した農場が立入検査対象となっている場合は、と畜検査等の結果に基づき衛生管理に関する指導を行うとともに、届出伝染病の発生件数が多い農場がみられた場合は優先して立入検査を実施)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 鹿児島県の公衆衛生部局は、と畜検査等で検査することとされている届出伝染病以外の疾病等のうち、家畜伝染病については、直ちに連絡する一方、家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病等については、特定の農場から搬入された肉に集中的に異常が見つかり、かつ、それが一定期間継続している状況や、管内全体で特定の異常が短期間に急増した状況がみられた場合に提供するとしている。

3 沖縄県の公衆衛生部局は、と畜検査等で検査することとされている疾病等のうち、家畜伝染病については、これまで発見例がなく連絡した実績がないとしている。また、家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病等については、家畜保健衛生所の依頼を受けた場合に提供するとしている。

表 2-(4)-エ-⑥ と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に活用することに関する調査対象道府県の主な意見の概要

(家畜衛生部局の意見)

- と畜検査等により把握された疾病等の情報と農場における飼養衛生管理の状況とに明確な因果関係がみられないため、と畜検査等の結果は、家畜の所有者に対する指導に活用できないとするもの

(公衆衛生部局においても同旨の意見あり)

- 家畜衛生部局において、と畜検査等の結果に関する情報の活用について前向きな意見があるものの、体制上、検査結果の集計・分析まで手が回らないとするもの
 - 必要が生じた場合に、家畜の所有者に対し、と畜検査等の結果に関する情報の提示を求めれば足りるとするもの
 - と畜検査等により、どのような疾病等が確認できるか承知していないとするもの
 - と畜検査等の結果には個人情報が含まれるため、家畜の所有者の承諾を得ずに、他部局から情報を入手することは望ましくないとするもの
- (公衆衛生部局においても同旨の意見あり)

(公衆衛生部局の意見)

- 家畜衛生部局からと畜検査等の結果の提供を求める依頼がないとするもの
- 検査数が多いため、個々の検体について、と畜検査等の結果に関する情報を整理していないとするもの

(注) 当省の調査結果による。